

アイネス ホツと通信

No.6
2004.5

発行
大分県消費生活・
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス

愛称…アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています。

「i」…愛情・情報・私
「ne」…次の世代(=new)
「s」…消費
「s」…参画



平成十五年大分県エンパワーメント講座
「女性起業家支援セミナー」

I N D E X

| | |
|-------------|-----|
| 新任ごあいさつ | 2 |
| アイネス年間行事予定 | 3 |
| 消費生活のひろば | 4~5 |
| 男女共同参画のひろば | 6~7 |
| アイネスからのお知らせ | 8 |

アイネス相談ダイヤル

| | |
|----------------------------------|--------------|
| ●消費生活相談 | 097-534-0999 |
| ●消費生活特別相談 | 097-534-4034 |
| 第1・3土曜日(13:00~16:00)/不動産・住宅関連 | |
| 第2・4土曜日(13:00~16:00)/一般消費生活相談 | |
| 第2・4日曜日(13:00~16:00)/多重債務・ヤミ金融関連 | |
| ●食品表示110番 | 097-536-5000 |
| ●男女共同参画についての申出 | 097-534-8477 |
| ●女性総合相談 | 097-534-8874 |
| ●県民相談 | 097-534-9291 |

新任「あいなし」

大分県消費生活・男女共同参画プラザ 所長
佐藤 卓男



昨年4月にオープンいたしました大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》は、今年度で2年目を迎えます。消費生活の向上や男女共同参画社会づくりに関する活動など、県民の自主的な社会貢献活動を支援する施設として、なお一層皆様に親しまれるよう努力してまいります。

今年度は、昨年度に実施しました各種事業を県民の視点に立って点検・評価したうえで、より質を高めて展開するとともに、新たな施策にも意欲的に取り組むことにより、《アイネス》が持つ「学ぶ」、「集う」、「知る」、「応える」の4つの機能の更なる充実を図ります。

消費者行政の分野では、商品取引や不当請求等の相談件数が激増していることから、これらに適切に対処できる自立した消費者の育成を目指して、年齢層やライフスタイルに応じた基礎的な知識及び情報等を提供する各種啓発講座を開催します。

また、新たに「くらしの安心相談員」を委嘱し、地域での取り組みを促進します。

男女共同参画の分野では、法や条例の理念実現に向けて、引き続き男女共同参画講座や管理監督者、女性起業家支援講座を開催するなど、広報・啓発等を実施します。

また、昨年に引き続き、アイネス設置の目的を広くアピールし、県民に愛される施設としての定着を図るため、“アイネスフェスタ2004”を開催することとしています。

今後とも県民の皆様のご協力、ご支援をいただきながら、利用しやすい活動・交流の場の提供、県民ニーズに対応した情報の提供、県民の立場に立った各種相談への対応などに取り組んでまいります。

今年度も、よろしくお願いいたします。

平成16年度アイネス年間行事予定

| | 消費生活関係 | 男女共同参画関係 |
|----|------------------------------------|--|
| 4 | 消費生活特別相談 (3、10、11、17、24、25日) | |
| | 市町村消費者行政担当課長・担当者会議及び消費生活相談研修 (27日) | |
| | 休館日 (18日) | |
| 5 | 消費者月間 (1～31日) | 九州地区女性センター会議・相談員研修 (17～18日) |
| | 消費生活特別相談 (1、8、9、15、22、23日) | |
| | アイネス・サポーター委嘱式及び研修会 (5月中旬) | |
| | 第31回大分県消費者大会 (27日) | 女性のための起業・経営相談会 (29日) |
| | 休館日 (16日) | |
| 6 | 消費生活特別相談 (5、12、13、19、26、27日) | |
| | | |
| | 休館日 (20日) | |
| 7 | 消費生活特別相談 (3、10、11、17、24、25日) | |
| | くらしの安心相談員 委嘱式 (中旬) | |
| | 休館日 (18日) | |
| 8 | 消費生活特別相談 (7、8、14、21、22、28日) | |
| | | |
| | 休館日 (15日) | |
| 9 | 消費生活特別相談 (4、11、12、18、25、26日) | 男女共同参画講座初級講座 (9月中旬～10月下旬) |
| | | |
| | 休館日 (19日) | |
| 10 | 消費生活特別相談 (2、9、10、16、23、24日) | 男女共同参画講座初級講座 (9月中旬～10月下旬) |
| | | |
| | 休館日 (17日) | |
| 11 | 消費生活特別相談 (6、13、14、20、27、28日) | 男女共同参画講座中級講座 (11月～12月) |
| | アイネスフェスタ2004 (中旬) | |
| | くらしの公開講座 県民手づくり啓発講座 | 男女共同参画チャレンジ支援事業 女性のための起業・経営相談会 他 |
| | 休館日 (21日) | |
| 12 | 消費生活特別相談 (4、11、12、18、25、26日) | |
| | | |
| | 休館日 (19、29～31日) | |
| 1 | 消費生活特別相談 (8、9、15、22、23日) | 女性起業家支援講座 (1月下旬～2月中旬) 管理監督者講座 (1月下旬～2月中旬) |
| | | |
| | 休館日 (1～3、16日) | |
| 2 | 消費生活特別相談 (5、12、13、19、26、27日) | 女性起業家支援講座 (1月下旬～2月中旬) 管理監督者講座 (1月下旬～2月中旬) |
| | | |
| | 休館日 (20日) | |
| 3 | 消費生活特別相談 (5、12、13、19、26、27日) | |
| | | |
| | 休館日 (20日) | |

4月末現在での予定であり、変更もあり得ます。

第31回 大分県 消費者大会の ご案内

- と き:平成16年5月27日(木)10:00～12:00 ■ところ:アイネス 2階大会議室
- テーマ:「**しっかり選ぼう 消費者の知恵で**」
- 日 程
 - 基調講演 演題:「食の安全と21世紀の消費者像」講師:一橋大学大学院法学研究科 教授 松本恒雄 氏
 - 研究事業発表 大分県母子寡婦福祉連合会
 - 活動事例発表 大分中部生活学校
- 問合せ:大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課県民生活係 TEL(097)536-1111 内線3044
※平成16年4月1日から、県の組織改正により青少年・男女共同参画課が県民生活・男女共同参画課に変わりました。

消費生活 の ひろば

～ 大分県内でも地上デジタル放送の
前準備がスタートします～

アナログ周波数変更に関する訪問販売に注意!

テレビ放送が変わります。2011年には、現在のアナログ放送から地上デジタル放送に移行されます。県内でもデジタル放送開始にむけて、デジタル放送用チャンネルの確保に必要なアナログ周波数変更作業が実施されます。2004年度県内で対象になるのは、大分市、日田市、豊後高田市、宇佐市、真玉町、山香町、院内町、大田村の4市3町1村内の一部の地域内にある一般住宅のみです。これ以外の市町村は、変更作業は必要ありませんので、調査が入ることはありません。

また、ケーブルテレビに加入している場合にも、変更作業は必要ありません。

この作業は、早い所で5月頃から「テレビ受信調査員」が各家庭の表札やアンテナ等を目視で確認調査します。特に必要な場合を除き家庭を訪問することはありません。

この時の調査員は黄色い所定の腕章を装着し、調査員証を携帯しています。

腕章の様式



黄色

実際に工事が必要な場合は、約3カ月前に大分受信センターから「テレビのチャンネル変更についてのお知らせ」等のチラシが届きます。

さらに約1カ月前には、工事申請書類が届きます。工事日が決定したら、事前に確認電話がかかります。

工事当日は、「テレビ受信対策員」が訪問し、テレビやビデオのチャンネルの変更や必要に応じアンテナの工事をします。また、この時「給付金交付申請書」を工事業者に渡しますが、必ず「控え」をもらいましょう。

この時の対策員はだいたい色の所定の腕章を装着し、対策員証を携帯しています。

腕章の様式



だいたい色

今回の工事は、すべて国が費用を負担しますので、工事代金を請求されることは絶対ありません。「工事費は国が負担するから、立て替えて後で国に請求して。」などと言われたら悪質商法の疑いがあるので注意してください。

不審に思われる場合は直ちに下記までご連絡ください。



大分地域受信対策センター
TEL.0120-660-934(フリーダイヤル)

『アナログ周波数変更作業』についての詳しい情報は、
社団法人電波産業会ホームページ
<http://www.arib.or.jp/anahen/index.html>
をご覧ください。

消費生活啓発講座 講師派遣のご案内

アイネスでは消費生活に関する下記6種類の啓発講座への講師派遣を行っています。お気軽にご利用ください。講師派遣をご希望の場合は、開催希望日の少なくとも2週間前(地域講座については1カ月前)までに、まずアイネスまでお電話をお願いします。

申込・問合せ先 大分県消費生活男女共同参画プラザ アイネス
TEL:097-534-4034(月～金曜日 9:00～17:00)

地域講座

対象:一般消費者50名以上(市町村主催の講座に限る。)
内容:日常生活に密着した身近なテーマ
テーマ例/くらしと経済、くらしと法律、これからの食生活、食品表示、クスリの知識、金融経済・生活設計、悪質商法、環境・省エネ関係等

一般消費者講座

対象:一般消費者30名以上
内容:最近の相談事例や悪質商法等

高年者講座

対象:高年者30名以上
内容:高年者が狙われやすい悪質商法等

ヤング講座

対象:中高生・大学生30名以上
内容:契約、クレジット、若者が狙われやすい悪質商法

勤労者講座

対象:若年勤労者30名以上
内容:契約、クレジット、若者が狙われやすい悪質商法

実験講座

対象:一般消費者10名以上
内容:消費生活に関する基礎的な実験
実験例/食品添加物テスト、栄養成分テスト、繊維識別・しみ抜き等



消費者団体の活動を
支援します!

～ 消費者実践活動支援事業のご案内 ～

県では、県内の消費者団体やグループのみなさんが、自主的に取り組んでいる消費者問題に関する調査研究や実践活動等を支援します。消費者を取り巻くさまざまな問題等をテーマに、積極的に活動している消費者団体やグループのみなさんの応募をお待ちしています。

補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、50,000円を限度として、10以内の団体を選考します。(応募団体が多数の場合は、選考により決定します。)

県又は各市町村(消費者行政担当課)に備え付けの「対象団体認定申請書」に必要事項を記入し、下記応募先に提出してください。

支援できる条件については、下記までお問合せください。

応募期間 / 平成16年5月31日(月)まで

応募・問合せ先 / 大分県県民生活男女共同参画課県民生活係

〒870 - 8501大分市大手町3丁目1番1号TEL(097)636 - 1111内線3044

男女共同 参画の ひろば

女性のための

起業・経営相談会

起業を志す女性のみなさんを支援するため、アイネスでは「女性のための起業・経営相談会」を開催します。中小企業診断士や税理士、社会保険労務士といった専門家の方々に、起業の準備から開業後の経営に関することまで幅広く、ご相談いただけます。どうぞ、お気軽にお申し込みください。

*相談内容とアドバイザーとのマッチングを図るため、予約制とします。

相談日 / 平成16年5月29日(土)

10:00 ~ 17:00

相談料 / 無料

対象 / 県内在住の女性で、これから起業を予定、又はすでに開業している方

募集人員 / 15名程度

*書類選考により決定します。

相談内容 / 起業及び経営に関する個別相談
(1人1時間程度を予定)

相談事例 / 資金調達の方法、公的支援制度の活用、法律・特許等

申込方法 / 参加申込書により、FAXまたは郵送、E-mailでお申し込みください

申込締切 / 5月20日(木)必着!

主催 / 中小企業・ベンチャー総合支援センター九州・大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

問合せ・会場 / 大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)

女性総合相談員より…

ある日、20代の女性が母親に伴われ、アイネスを訪れました。母親の話によると、その女性は夫から度重なる暴力を受けており、耐えきれず、母親と一緒に相談にみえたのです。

以前は、家庭内における夫からの暴力いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)は、家庭の中で解決するものと思われていましたが、平成13年にDV防止法が施行され、公に取り上げられるようになりました。夫婦や恋人等などの親しい間柄であっても、暴力は人権侵害であり、犯罪なのです。DVには身体的暴力はもちろんのこと、精神的、経済的、性的などあらゆる形態の暴力が含まれます。これらの暴力は重なり合っている事が多いようです。また、周囲から見えにくいため、判明した時には事態が深刻化しているようです。

暴力を振るう夫は、妻を自分の所有物であるかのごとく思いこみ、自己中心的な思考で暴力によって押さえ込む傾向があり、加害者であるという意識が欠けているようです。

一方、女性の方は、夫からの暴力が長期間に及ぶと、「私が夫に反抗するから殴られるのだ。私が悪い、私さえ我慢すればいいのだ。」と自分自身を責め続けるといった状態に陥るようです。

こういったDVの問題だけでなく、自分の生き方に迷いを感じている方、異性との交際や職場の人間関係に悩んでいる方、熟年夫婦で離婚を考えている方等々さまざまな方が相談に訪れます。

私たちは、このような方々からの相談にじっくりと耳を傾け、必要に応じて適切な情報提供を行うよう心掛けています。どうぞお気軽にご相談下さい。

* DV防止法:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律



啓発パンフレットを
作成しました。

男性も、女性も、あなたらしさ。
難しいことですか？

県では、県民のみなさんに、男女
共同参画社会の実現について様々
な視点から考えていただくため、啓
発パンフレットを作成しました。

家庭や職場、学校、地域でのお話
し合いにご活用下さい。

アイネスでも配布しています。



人材・団体情報提供Webを整備しました。



県では、女性の地位向上や男女共同参画社
会づくりを推進するため、情報の収集及び提
供に努めています。

男女共同参画推進のための人材情報を提供
するとともに、男女共同参画に関連した活動
を行っている団体の自主的なネットワーキング
づくりを支援するため、「大分県人材・団体情報
提供Web」を整備しました。

アイネスHPからもご覧いただけますので、
ご活用ください。

<http://www.pref.oita.jp/13100/danjo/>

女性の権利110番を実施します!

男女共同参画社会基本法の成立を記念し設けられた「男女共同参画週間」期間中(毎年6月23日～6月29日)には、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が全国的に実施されます。

大分県と大分県弁護士会は、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントといった暴力をはじめ、女性の権利問題に関する「女性の権利110番(無料)」を実施します。地元弁護士の方々が貴女の悩みに応えます。

日 時 / 平成16年6月26日(土) 10:00～15:00

相談電話 / 097(534)8874 6/26のみの臨時電話です

アイネスからのお知らせ

アイネスでは消費生活や男女共同参画に関するご相談に対応しています。
(相談の種類により電話番号が異なりますので、ご注意ください。)

消費生活に関するご相談

消費生活相談...097 - 534 - 0999

契約、販売方法、商品の品質・機能、その他消費生活に関する相談を行います。

受付時間：用～金曜日（祝日、休日を除く。）9:00～16:30

来所によるご相談はなるべく事前にお電話をお願いします。

食品表示110番...097 - 536 - 5000

不信な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問などを受付けます。

受付時間：用～金曜日（祝日、休日を除く。）9:00～16:30

特別相談...097 - 534 - 4034

平日に来所できない方のために、土、日曜日に相談を行います。

受付日：第1、3土曜日13:00～16:00（賃貸借や敷金などの不動産トラブル）

第2、4土曜日13:00～16:00（一般的な消費生活相談）

第2、4日曜日13:00～16:00（多重債務、ヤミ金などの法律相談）

男女共同参画についての申出 097 - 534 - 8477

男女共同参画の推進に関して、県の施策に対する苦情や人権侵害についての相談等、県民のみなさんからの申出を受け付けます。

受付時間：月～金曜日（祝日、休日を除く。）9:00～17:00

女性総合相談 097 - 534 - 8874

女性が抱える様々な問題や悩み事に関する相談を行います。

受付時間：月～金曜日（祝日、休日を除く。）9:00～16:30



県民相談 097 - 534 - 9291

県民のみなさんの様々な悩み事に関する相談を行います。

受付時間：月～金曜日（祝日、休日を除く。）9:00～16:30

大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

〒870-0037 大分市東春日町1-1(大分NSビル内) TEL:097-534-4034(代表) FAX:097-534-0684
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> Eメール a13040@pref.oita.jp

